平成２６年（フ）第１３号
熊本県八代市西片町2281番地１
破産者　松田　桂子
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第２３号
熊本県八代市本町３丁目８番22号
破産者　山下　翔平
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿児島市吉野町7516番地
破産者　西村　良治
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
鹿児島県鹿児島市吉野町7516番地
破産者　西村由紀子
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１９号
北海道岩見沢市上幌向北１条２丁目1169番地６
破産者　加藤　大征
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第２８号
北海道岩見沢市幌向南３条３丁目303番地７
破産者　森下　良教
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５号
福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前105番地の４
破産者　渡邉　英樹
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３８号
茨城県東茨城郡茨城町大字海老沢47番地３
破産者　鈴木　孝三
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３９号
茨城県東茨城郡茨城町大字海老沢47番地３
破産者　鈴木　雅子
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４０号
茨城県東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎1436番地１
破産者　鈴木　昌治
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９４号
茨城県笠間市住吉1256番地19
破産者　星　　博光
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３３号
静岡県沼津市足高319―145　レオパレス東名沼津203、開始決定時の住所京都府京都市右京区梅津罫原町18―８　アルモニ３番館105号室、住民票上の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田469番地　サンシャインＡ―101
破産者　新倉健太郎
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９６号
神奈川県横須賀市長沢１丁目31番８号　コーポイイジマＤ―201
破産者　片岡　辰弥
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５３６号
新潟県燕市吉田大保町２番７号
破産者　鈴木　豊一
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７０号
山梨県甲州市塩山下於曽1465番地　ハイツ扇田Ｂ―５
破産者　八巻　正司（旧姓早川）
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
長野県茅野市宮川6643番地32　アメニティ平成103号、破産手続開始決定時の住所長野県茅野市豊平1248番地イ
破産者　竹内　安二
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２６２号
和歌山県橋本市紀見ケ丘１丁目17番１号
破産者　ハウスクリーニングＩこと　牟田　俊行
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
和歌山県有田郡広川町広506―１　田上コーポラスシ―ト106号室、開始決定時の住所和歌山県有田郡広川町大字広1554番地
破産者　池宮　　聡
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２２号
和歌山市北島93番地　水原マンションⅡ203号室
破産者　創作ダイニングほんのり屋こと　柴田　宗義
１　決定年月日　平成26年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係